

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年12月26日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 事業計画変更承認申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第6号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第7号 農地移動適正化あっせん事業の取扱いについて

報告事項

- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第5号 農地潰廃通報について
- 報第6号 作付変更届について
- 報第7号 農地法第3条の3の届出について
- 報第8号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 坂井浩行 委員 | 2番 早川直子 委員 |
| 3番 山屋和徳 委員 | 4番 栞原一郎 委員 |
| 5番 小池秀一 委員 | 6番 志田洋一 委員 |
| 7番 笹岡大介 委員 | 8番 瀬高栄津子 委員 |
| 9番 山倉 広 委員 | 10番 佐藤直人 委員 |
| 11番 小師栄一 委員 | 12番 飛岡雅史 委員 |
| 13番 井上利弥 委員 | 14番 五十嵐弘作 委員 |
| 15番 吉田 昇 委員 | 16番 鈴木範男 委員 |
| 17番 熊倉 睦 委員 | 18番 田邊健一 委員 |
| 19番 淡路五樹 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 16名

青 木 誠 一 委員	岡 崎 耕一郎 委員
川 上 利 男 委員	北 澤 正 之 委員
小 出 和 哉 委員	小 林 克 洋 委員
佐々木 一 光 委員	高 山 弘 則 委員
中 澤 伸一郎 委員	新飯田 雅 樹 委員
平 松 広 之 委員	堀 江 義 栄 委員
丸 山 由 夫 委員	山 寄 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員	渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 2名

駒 形 徹 委員	山 谷 秀 昭 委員
----------	------------

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	佐 藤 信 幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時50分 三條新聞社傍聴)

議長（栗原会長）

これより総会を開会します。

(挨拶 略)

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席19名、欠席0、推進委員、在任委員18名、出席16名、欠席2名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

10番、佐藤直人委員、11番、小師栄一委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることになります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第7号及び報第1号から報第8号までの以上15件を一括上程します。

最初に、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

この際、議長から申し上げます。議第1号につきましては、申請件数が非常に多く、会議時間も限られ、円滑に議事を進行するため、三条市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、議長が議事を整理し、番号ごとの個別の説明を省略したいと考えております。

お諮りします、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに決定いたしました。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

43ページ欄外を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定119件、75万5,966.20平米です。

1ページの350番から43ページの468番までの以上119件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

なお、利用権を設定する農地の所在、面積、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明を省略させていただきます。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

89ページ欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定126件、75万5,966.20平米です。

整理番号の元番は、農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、農地の所在、面積、利用権の設定を受ける者、経営面積、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明は省略させていただきます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

168ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定130件、73万7,786.47平米、再設定122件、59万6,542.72平米、合計252件、133万4,329.19平米です。

90ページをお願いします。90ページの469番から131ページの598番までの以上130件は、相対により新規で賃借権または使用賃借権を設定するものです。

132ページをお願いします。132ページの599番から167ページの720番までの以上122件は再設定です。

なお、利用権を設定する農地の所在、面積、利用権を設定する者、受ける者、経営面積、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明を省略させていただきます。

最後に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告いただいた案件です。

170ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの4件、3万2,597平米です。

169ページの721番から170ページの724番までの以上4件は、所有権を移転するものです。

なお、所有権を移転する農地の所在、面積、所有権を移転する者、受ける者、契約の種類、売却金額、移転日及び支払い方法は、記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明を省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

最初に、第3調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、12月23日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、栞原会長及び井上会長代理同席の下、開催しました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前9時25分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月は、公社借入が新規設定119件、75万5,966.20平米、公社貸付は新規設定126件、75万5,966.20平米です。

次に、相対での利用権設定は新規設定130件、再設定122件、合計252件、133万4,329.19平米、所有権移転は売買によるもの4件、3万2,597平米です。

今月申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言につきましては、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

最初に、農用地利用集積等促進計画について補足説明いたします。促進計画とした理由は、これまでと同様に所有者との解約手続は必要なく、利用権を移転する者、受ける者のみの契約となることから、負担軽減が図られる促進計画で申請されたものです。

172ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、利用権を移転する者、受ける者のみの移転2件、契約の設定期間の再設定1件で、合計3件、3万8,351平米です。番号ごとに順次説明いたします。171ページをお願いします。

なお、利用権を移転する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、上保内地内の農地14筆、6,552平米。

2番は、172ページまで続きます。戸口地内ほかの農地27筆、2万5,867平米。

以上2件は、利用権の移転をする者と受ける者の間の利用権の移転で、設定期間の終期は変わらず、前耕作者の残期間となります。

3番は、井栗地内の農地4筆、5,932平米。

これは、所有者と耕作者それぞれの設定期間が違っており、所有者の設定期間に合わせるため、再設定を行うものとなります。

以上3件は、令和7年1月31日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5 番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、利用権の移転で2件、再設定1件、合計3件、3万8,351平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査などの詳細説明を受け、本農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進を図り、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ることから適切であると考えております。つきましては、本計画（案）については、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

175ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの6件、交換によるもの1件、贈与によるもの3件、合計10件、1万146.91平米です。

173ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

40番は、長嶺地内の農地7筆、710.91平米を、譲渡人が購入予定の隣接宅地と一体で、譲受人の要望で農業を始めるため、農地を売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。なお、農業経験はありませんが、譲渡人から機械を借り、指導を受けるとのことです。

41番は、長嶺地内の農地4筆、434平米を、40番と同じ方で、同じ理由で隣接する農地を売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

42番は、代官島地内の農地3筆、1,966平米を、譲渡人は高齢で離農したいことから、譲渡人の要望で近隣で耕作する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

174ページをお願いします。

43番は、尾崎地内の農地3筆、855平米を、譲渡人は転居予定のため、譲渡人の要望で近隣の譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。なお、譲受人の親が耕作の経験があるとのこと。

44番は、福島新田地内の農地3筆、1,009平米を、譲渡人は高齢で耕作できないことから、譲渡人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

45番は、中野原地内の農地1筆、2,952平米を、譲渡人は高齢で離農したいことから、隣地を所有する譲受人に譲渡人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

46番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、995平米を、双方の要望で、これまで耕作していた譲受人が所有する小作権と当該農地の所有権を交換するものです。本件につきましては、税法上と制度面について、税務署と県にそれぞれ確認しております。

47番は、西潟地内の農地1筆、806平米を、相続したが耕作できないことから、譲渡人の要望で、近隣で耕作する譲受人に贈与するものです。

48番は、長嶺地内の農地1筆、361平米を、隣接農地で耕作する譲受人の要望で贈与するものです。

49番は、長嶺地内の農地2筆、58平米を、隣接農地で耕作する譲受人の要望で贈与するものです。なお、譲受人は48番と同じ方です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買によるもの6件、交換によるもの1件、贈与によるもの3件、合計10件、1万146.91平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第4号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

176ページの欄外を御覧ください。今月の申請は1件、174平米です。

6番は、宅地1棟の用地として昭和61年8月29日付で農地法第5条の許可を受けた嘉坪川二丁目地内の農地1筆、174平米を売買により取得し、目的は同様に住宅1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、にじいろ保育園の北東側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。また、本申請につきましては、議第5号の50番で農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第4号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は1件、174平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

177ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、許可申請4件、860平米及び許可処分取消申請1件です。

番号ごとに順次説明いたします。

50番は、議第4号の6番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

51番は、長嶺地内の農地3筆、263平米を売買により取得し、同時に取得する雑種地の一部と一体で住宅乗入通路及び車庫1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、広域養護老人ホーム県央寮の西側120メートル付近で、おおむね10ヘクタール以上の規模の団体の農地の区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的が申請土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な住宅に係る申請で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

52番は、下須頃地内の農地2筆、300平米を賃借権の設定により一時転用し、仮設資材置場の用地として利用したいもので、場所につきましては須頃保育所の東側30メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

53番は、荻堀地内の農地1筆、123平米を賃借権の設定により、隣接する事業所の駐車場7台分の用地として利用したいもので、場所につきましては三条市役所下田庁舎の南西側160メートル付近で、おおむね300メートル以内に市役所がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

54番は、昭和61年7月25日付で農地法第5条の許可を受けた石上三丁目地内の農地1筆、418平米について、本社移転により当該農地に予定していた作業所、倉庫が不要となったことから、許可処分の取消申請があったものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5 番、小池秀一委員。

第3 調査部会長（5 番小池秀一委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、許可申請4件、860平米、許可処分取消申請1件です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（榎原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（榎原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（榎原会長）

次に、議第6号『贈与税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第6号『贈与税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明いたします。

178ページを御覧ください。

議案の説明の前に、贈与税の納税猶予制度について説明いたします。本制度は、農業経営の近代化に資するため、農地の細分化防止と農業経営者の育成を税制面から支援するために設けられたもので、農業を営む者が生前に農地の全部を農業後継者に一括して贈与した場合で一定の要件を満たす場合は、特例として後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者または受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税が免除されます。この贈与税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、税務署に申告が必要となり、申

告に当たっては、農業委員会が発行する贈与税の納税猶予に関する適格者証明書を添付しなければなりません。このたび、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予を受けるため、証明願の提出がありましたので、御審議いただくものです。

今回の証明願は1件で、2番は、子に令和6年11月1日に贈与したもので、贈与者の営農期間は48年、受贈者の農業従事期間は4年で、特例対象農地は畑6,425.95平米です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第6号『贈与税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』の調査結果を報告いたします。

今月は、1件の申請があり、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、贈与税の納税猶予を受けることができる要件である贈与者が農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいる個人であること、また受贈者は贈与者の推定相続人であり、農地等を取得した日の年齢が18歳以上で、その取得した日まで引き続き3年以上農業に従事し、その取得した日以降速やかに農業経営を行うことの全ての要件を満たしていることが認められることから、適格者証明書を交付すべきものとなりました。

議第6号の調査結果の報告は以上です。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第6号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり適格者として証明書を交付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栢原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり適格者として証明書を交付することに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（栢原会長）

次に、議第7号『農地移動適正化あっせん事業の取扱いについて』を議題といたしま

す。

事務局、説明願います。

事務局（上林経営基盤係長）

それでは、議第7号『農地移動適正化あっせん事業の取扱いについて』私から説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業が令和7年3月31日で廃止されることから、これまで農業委員会のあっせん事業として取り扱ってまいりました農用地利用集積計画での所有権移転も廃止となります。

お手元の資料1、「農地の譲渡に係る特例措置について知りたい」を御覧ください。

4月1日以降は、これまでと同様に農業振興地域内の農用地区域内の農地、いわゆる青地の農地に限り、農業委員会あっせんによる所有権移転は可能で、譲渡人は〇〇〇円までの譲渡所得の特別控除を受けることができます。ただし、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転となることから、譲受人は登録免許税や不動産取得税の軽減措置が受けられず、所有権移転の手続は譲渡人または譲受人が行うことになります。

また、資料（2）の農地中間管理機構の特例事業、資料（3）の農用地利用集積等促進計画に基づく所有権移転につきましては、売買価格や所有権移転の時期等を農地中間管理機構が調整しないため、農業委員会での調整が必要か検討したいと考えています。

よって、令和7年度以降のあっせん事業の取扱いにつきましては、農政の諸課題の検討を所掌する農政対策部会に付託することを提案いたします。

事務局からの説明は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第7号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、議第7号につきましては、農政対策部会に付託することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第8号までの8件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告願います。農政対策部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

当部会は、12月20日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室において、部会委員と栗原会長、井上会長代理出席の下、開催しました。

今回は、先月の総会で付託を受けました令和7年度農作業賃金・機械作業料金について協議いたしました。

初めに、令和7年度農作業賃金・機械作業料金について御報告します。4ページの「令和7年度農作業賃金・機械作業料金表（案）」を御覧ください。10月1日に県の最低賃金が改定され、昨年いただいた意見や近隣市区町との金額を考慮し、赤字の箇所を修正することとしました。本案について意見や要望がある場合は、来年1月10日までに事務局へお申し出ください。

次に、5ページ、「令和6年三条市賃借料情報」を御覧ください。こちらは、11月29日までに締結された令和6年1月から12月までの賃借契約をまとめたものです。

令和6年に利用権が設定された金納の平均締結額は、前年との比較で、下田地域は〇〇〇円上がっており、三条地域は〇〇〇円、栗地域は〇〇〇円下がっております。

また、これまでは相対契約のみ集計しておりましたが、来年4月から相対契約が廃止され、新規、再設定ともに新潟県農林公社を介しての賃借または使用賃借となることから、公社貸付・借入の件数、平均締結額及び手数料を掲載し、物納の件数等を削除しました。

そのほか、あっせん事業の売買基準額を決めてはどうかとの意見をいただきました。本件につきましては、議第7号で付託を受けましたあっせん事業の取扱いと併せて、来月開催する農政対策部会で協議したいと思います。

農政対策部会からの報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栗原会長）

次に、報第3号から報第8号までの6件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

御発言がないようですので、報告事項を終了いたします。

これよりしばらく休憩いたします。

(午前 10 時 25 分から午前 10 時 35 分まで休憩)

議長（栞原会長）

それでは、会議を再開いたします。

来月は農政対策部会の開催が予定されております。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会は1月22日午前9時30分から厚生福社会館第2集会室で会議を開催します。関係委員は出席をお願いいたします。なお、案件につきましては、ただいま第7号議案で付託を受けました『農地移動適正化あっせん事業の取扱いについて』等でございます。

以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いします。

第2調査部会長、9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。1月27日午前9時から厚生福社会館2階第2集会室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時30分開会を予定しております。

以上で総会を閉会いたします。

午前 10 時 40 分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長 栗 原 一 郎

議 事 録 署 名 委 員 （ １ ０ 番 ） 佐 藤 直 人

議 事 録 署 名 委 員 （ １ １ 番 ） 小 師 栄 一
